

Microsoft 社ソフトウェア 使用許諾権

Software license agreement

仕様書

公立大学法人滋賀県立大学

平成 30 年 2 月

目 次

I.	仕様書概要説明	1
1.	調達の背景及び目的	1
2.	調達件名	1
3.	技術的要件の概要	1
4.	その他	1
4-1	技術仕様等に関する留意事項	1
4-2	導入に関する留意事項	1
4-3	その他の留意事項	
II.	備えるべき技術的要件	3
1.	ライセンス要件	3
2.	ソフトウェア要件	3
3.	契約形態	4
4.	その他の要件	5

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

滋賀県立大学（以下、本学という。）は、教育研究を通じて人材を育成し、学術を発展させ、社会に貢献する役割を担っている。この基本理念のもと、平成29年度までの中期目標では、少子高齢化とともに厳しくなる大学間競争の中、「選ばれる大学」、「満足度の高い大学」、「誇れる大学」を目指して優れた人材を育成する教育を基本目標として定めている。本学は、基本目標達成のために、将来の拡張性を考慮の上、教育・研究等を支援するシステム・業務・環境等の充実を図っている。

今回の調達は、平成27年度より利用を開始している全学を対象としたソフトウェアのライセンス包括契約の更新が目的であり、本学の情報基盤の発展に資する重要な計画のひとつである。これにより、情報資産活用の利便性向上が図られるのみならず、ソフトウェアにかかるコンプライアンス対策や情報セキュリティの維持など、適正な管理並びに運用が持続的に図られ、総所有コストが軽減されることなどを目的とする。

2. 調達件名

Microsoft 社ソフトウェアの使用許諾権 一式

3. 技術的要件の概要

3-1 本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II. 備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

3-2 技術的要件はすべて必須の要求要件である。

3-3 必須の要求要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、これを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

4. その他

4-1 技術仕様等に関する留意事項

提案するソフトウェアライセンスは、入札時点で製品化されていること。

4-2 導入に関する留意事項

4-2-1 使用許諾権の履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4-3 その他の留意事項

4-3-1 請負者は、開示を受けた情報及び知り得た情報のうち、一般公開している情報以外について、守秘義務を負う。

II. 備えるべき技術的要件

1 ライセンス要件

1-1 品名： Desktop Education 教職員 + Student Advantage

1-2 製品番号： 2UJ-00011、S2Y-00002、S3Y-00004

1-3 ライセンスプログラム： OVS-ES 1年

2 ソフトウェア要件

2-1 上記ライセンスに準じたソフトウェア・サービスが利用可能であること。

2-2 上記ライセンスに準じた権利を行使できること。

2-3 仮想環境にインストールし使用する権利を有していること。

2-4 主に学生が授業や自主利用等で利用する情報教室にインストールし使用する権利を有していること。これら教室は1つのクライアントイメージを各クライアントに配信して利用する形態である。

2-5 すべての在学生が上記ライセンスに準じてメールシステムを利用できること。

2-6 平成28年度末以降の卒業生が上記ライセンスに準じてメールシステムを利用できること。

2-7 本契約におけるすべてのソフトウェアライセンスについて、一元的に管理が行える機能を有すること。

3 契約形態

3-1 1年更新の非永続ライセンスであること。

3-2 本学すべての組織を対象とすること。

3-3 本ライセンスは、本学に所属するすべての常勤教職員および学生が利用対象であること。

なお、平成30年1月31日現在の本ライセンス対象人数は以下のとおりである。

・常勤教員数：205名

・常勤職員数：66名

・非常勤教員数：0名

・非常勤職員数：113名

・学生数：2,882名

・毎年度卒業生数：約700名

3-4 本学が所有するすべてのパーソナルコンピュータが対象であること。

3-5 本学に所属する常勤教職員が個人で所有するパーソナルコンピュータなど1台に対して、本ライセンスで利用できるソフトウェアを1ライセンス以上使用する権利を有していること。

3-6 教職員が個人で利用するソフトウェアの提供方法について具体的に示すこと。

3-7 本学学生が個人で所有するパーソナルコンピュータ、タブレット等に対して、5ライセンス分のOffice 365 Education を在学期間中に限り使用する権利を有していること。

3-8 本契約で、Microsoft Dream Spark Standard を無償で利用できること。

3-9 Microsoft Dream Spark Standard は Windows Embedded、Visual Studio Professional、Expression Studio、Windows Server および SQL Server を使用する権利を有していること。

- 3-10 Microsoft Dream Spark Standard についても、OVS-ES と同様に、本学が所有するすべてのパソコン用コンピュータが対象であること。
- 3-11 本学の学生メールシステムは Office365 上で Exchange Online サービスを利用しておらず、本件で契約する OVS-ES 契約の中で在学生がメールを利用できること、また、卒業生には同じく、本学で運用中の Microsoft 契約テナントに該当のライセンス（Exchange Online for Alumni）を追加し「生涯メールアカウント」を発行して、今後卒業する学生および既に卒業している学生に永続的にメールアドレスを提供すること。
- 3-12 上記学生用メールシステムの運用にあたり必要なライセンスを利用できるようサポートを行うこと。メールシステム利用について、ライセンスが原因と思われる不具合等が発生した場合は、マイクロソフト社と連携して不具合の解消に努めること。
- 3-13 契約期間中の金額の変更は行われないこと。
- 3-14 費用の支払いは、契約年度の 4 月末日までに支払うものとする。

4 その他の要件

- 4-1 本仕様書に明記されていない事項については必要に応じて大学担当者と協議の上決定すること。
- 4-2 知り得た情報は本学の許可なく、第三者に開示、漏洩、および本契約を履行する目的以外に使用してはならない。
- 4-3 本ライセンスは常勤教職員数、非常勤教職員数に応じたライセンスであるため、契約更新の際に届け出た教職員数に応じた料金を支払うものとする。

4-4 納入場所

公立大学法人滋賀県立大学 経営企画グループ

住所： 滋賀県彦根市八坂町 2500